

平成31年度第2回東京都消費生活調査員による「水産物の原産地等の表示」  
に関する調査結果概要

1 調査目的

食品表示法に基づく食品表示について、都内の店舗において適正に行われているかの実態を調査することにより、事業者の指導等に活用し、食品表示の適正化を図る。

2 調査内容

(1) 調査品目

食品表示法に定める、食品表示基準第2条第1項第2号による同基準別表第2に規定する水産物のうち、イワシ、カレイ、サバ、ヒラメ、マグロ、アサリ、タチウオ、イカ、ウニ及びカニの計10品目

(2) 調査項目

- ア 取扱商品の有無
- イ 名称、原産地、解凍及び養殖の表示

(3) 調査期間

令和元年7月19日（金曜日）から令和元年8月2日（金曜日）まで

(4) 調査の規模

- ア 調査開始時の調査員数：198名
- イ 調査実施人数：179名
- ウ 調査実施店舗数：359店舗（179名×各2店舗、1名1店舗調査後辞退）
- エ 調査対象品目数：3590品目（10品目×359店舗）

3 調査結果

(1) 表示率

ア 店舗ごとの表示率

今回の調査における、「名称」「原材料名」「解凍」「養殖」を合わせた表示率は以下のとおり。

- (ア) 表示率100%：312店舗
- (イ) 表示率90%以上100%未満：42店舗
- (ウ) 表示率80%以上90%未満：1店舗
- (エ) 表示率80%未満：0店舗

イ 品目ごとの表示率

今回の調査における、各項目の表示率はそれぞれ以下のとおりであった。

対象品目	取扱率	名称 表示率	原産地 表示率
イワシ	77%	100%	100%
カレイ	56%	89%	99%
サバ	82%	100%	100%
ヒラメ	18%	100%	100%
マグロ	99%	100%	97%
アサリ	85%	100%	100%
タチウオ	19%	100%	100%
イカ	94%	100%	100%
ウニ	21%	100%	98%
カニ	11%	100%	98%

小数点以下四捨五入（99.5%以上についても100%とする。）

(3) 調査結果に基づく対応について

名称又は原産地の表示率が90%未満の1店舗について、別途実地調査を行い、違反が確認された場合は、食品表示法に基づき適正な表示を行うよう指導又は啓発を行う予定。